

(第二十四部)

第一回 参議院皇室經濟法施行法案特別委員會會議錄第二号

(一四六)

付託事件

○皇室經濟法施行法案(内閣送付)

○日本國憲法第八條の規定による議決案(内閣送付)

昭和二十二年八月二十日(水曜日)午前
十時三十分開會

本日の會議に付した事件

○皇室經濟法施行法案

○日本國憲法第八條の規定による議決案

○委員長(徳川宗敬君) これより皇室經濟法施行法案の特別委員會を開きます。まず初めに齋藤國務大臣より提案の理由を御説明願いたいと思ひます。

○國務大臣(齋藤隆夫君) 只今から御審議をお願いいたしますところの皇室經濟法施行法案、これについて御説明を申し上げます。この法案は皇室經濟法の施行に必要な事項を規定したことを内容としており、まずこの法案に關連する限内で、皇室經濟法の御説明をいたしましてから、この法案の内容を大體御説明いたしたいと思います。

新憲法施行前は皇室の經濟は國の經濟の外にあるものとして、ただ年額四百五十萬圓が國庫から皇室に支出せられ、その經費の一部に充てられ、外は、帝室林野會計による收入等によつて賄われてゐる獨立の經濟となつておりました。然るところ日本國憲法はその第八十八條において「すべて皇室財産は、國に屬する。すべて皇室の費用は、豫算に計上して國會の議決を

經なければならぬ。」旨を規定いたしまして、皇室に關する經濟が國の經濟の一部となるべきことを明確にいたしておるのであります。

又その第八條におきまして「皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が財産を譲り受け、若しくは賜與することは、國會の議決に基かなければならない。」旨を規定いたしまして、皇室を一方當事者とする財産の授受について制限を設けました。

皇室經濟法は主としてこの二條に基いて規定することを要する事項を中心とし、皇室の經濟關係に關する事項を取り纏めて規定しております。その第二條におきましては憲法第八條の規定を受けまして、皇室を一方當事者とする財産の授受について、その授受の性質の點から考え、或いはその財産の價額の點から考えまして、一件ごとに國會の議決を要せずに行ひ得るもの、又國會の議決を必要としないものが、皇室經濟會議の議決を経ることを必要とするものについて規定いたしました。その一件の價額は別の法律を以て規定すべきものといたしてござります。更に同條におきましては一件ごとの價額としては、只今申上げましたように一定の制限額を超えないが、これが短時日の間に反復して行われるようなことがありますれば、法の趣旨を没却するに至るべきことを考えまして、かかる事態を防止すべき規定を置いておるのであります。

次に第三條におきましては豫算に計上せられる皇室の費用は、内廷費、宮廷費、皇族費の三つであることを規定し、第四條以下の三條におきましてこの三つについてそれぞれ規定を設けております。即ち内廷費とは、天皇並びに皇后、皇太后、皇太子、その他内廷にある皇族の日常の費用その他の諸費に充てられるものとして國庫から支出すべきものと定めましたが、その年々の定額は、別の法律で定めることに規定いたしておるのであります。次に宮廷費は内廷諸費以外の宮廷諸費に充てられるべきものと規定してありますが、その金額は毎年度の豫算により定まるものであります。又皇族費につきましては皇族に對する年額として支出されるべきもの及び皇族がその身分を離れる際に一時金額として支出されるものと、この二つがあることを規定しておるのであります。これはいづれもこれらの方々の品位保持の資に充てられるべきもので、その金額はこれ又別の法律によつて定められる定額を基礎として計算されるべき旨を規定いたしておるのであります。

以上申上げましたように皇室經濟法におきましては別の法律で定めるべきものと規定いたしました諸點を規定すると共に、その他同法施行のため必要な規定を集めたのが、只今より御審議を仰ぎます皇室經濟法施行法案であります。

この施行法につきましては、政府といたしましては、先般の第九十二回帝國議會に提案をいたすべきものかとも考えたのでありますが、事柄の重要性に鑑み會期の都合その他を考慮いたしまして、本格的な法案は、これを第一回國會に譲ることとし、先の議會では取敢えず暫定法であります皇室經濟法の施行に關する法律案を提出して、これが議決されたのでございまして、本格的な立法はこれを第一回國會に譲つたのであります。この點は右法律の規定中にも「日本國憲法施行後の最初の國會において定められるまで」というような字句を以て明らかにされておるのでございまして、今回ここに皇室經濟法施行法案の提出をいたし、御審議を仰ぐことになつたのは、こういう次第から來ておるのであります。そこで以下本法案の逐條につきましてその内容の大體を御説明申し上げたいと思ひます。

先ず第一條にはこの法律目的を明らかにいたしまして「第二條は皇室を一方當事者とする財産の授受の内、その一件ごとの價額として國會の議決も皇室經濟會議の議決も必要としないものの金額を五萬圓、皇室經濟會議の議決は必要とするが、國會の議決は必要としないものの金額を十萬圓と定めたのであります。いづれもこれは從前の賜與進獻の實際と、現下の物價狀況等を考慮いたしまして定めたのでございまして、次に皇室經濟法の第二條第三項によりますれば、一件ごとの價額として、この法律の第二條に規定した金額の制限を超えないものについても、この制限を超えないものについても、これが反復的に行われる場合において、一年に滿たない期間内において一定の價額に達した時以後は、個々の授受ごとに、國會の議決を要することと定めておるのであります。皇族一人についてその一定の價額は十五萬圓と定めましたが、この法律案の第三條であります。これ又現下の物價、その他諸般の事情を考慮して決定した額であります。第四條においては天皇及び皇后、皇太后、皇太子に對しては、第二條の二倍十萬圓と定めた金額、即ち國會の議決を要せず皇室經濟會議の議決のみで授受し得る財産の價額を十萬圓の三倍三十萬圓と定めました。この立法理由は、天皇及び皇后の特別の地位を考慮いたした結果であります。第五條においては天皇及び内廷にある皇族については個々の授受について國會の議決を要せずに行われ得る賜與進獻の通計額の一年内の限度を百二十萬圓といたしました。このように一般皇族と異り、天皇及び内廷にある皇族については、御一人御一人でなく全員を通じて計算するものとした理由は、内廷費についても皇族費と異なりこれを一括して計上してござります。天皇を中心とする一つの御世帯を中心として事柄を考へることを適當と考え、又、實際に賜與の場合に天皇皇后兩陛下からいつたものが多くその内部的分配を明かにするのは、却つて實狀に即しないものと考えたことによるものであります。又金額の點は、第二條に規定した一年間における財産譲り受けの通計額の限度である十五萬圓に天皇及

び内廷皇族の方々の數を乗じてこれを定めたものであります。第六條は皇室經濟法中において、一年間における財産受の合計額とか、同一の考について一年間に行われる財産の授受という様な規定がありますので、その始期、終期を明かにして運用の適切を期せんとしたものであります。第七條及び第八條はそれ、内廷費及び皇族費の定額の規定であります。いずれも從來の實際物價の状況、今後の皇室のあり方を綜合勘案して算出したした額であります。ただ皇族費の定額は暫定法たる皇室經濟法の施行に關する法律においては、一應十五萬圓とせられておりましたが、物價の現状その他諸般の事情を考慮いたしまして、皇族費の定額がこの法律においては二十萬圓といたすこととなりました。

第九條は、この法律により内廷費及び皇族費は、具體的に定額を定められるわけではあります、その金額が豫算に計上せられ國會の議決を経た後に初めて支出せられ、支出手續がとられるべきものである旨を規定したものであります。憲法第八十八條後段すべて皇室の費用は、豫算に計上して國會の議決を経なければならぬ。との規定に對應するものであります。

その他附則においては、昭和二十二年度についてはこの法律が八月一日から適用されることその他施行上必要な規定を設けております。

以上概略の御説明を申し上げました。何分の御審議を御願いたします。

次に日本國憲法第八條の規定による議決案提案の理由を説明いたしたいと思います。先刻より御説明いたした皇室經濟法施行法案第五條によりま

すれば、これらの方々が一年内になされる賜與又は譲り受けの財産の價額が百二十萬圓、(本年度は八十萬圓であります)がその額に達すれば、その後の期間においてなされる賜與又は譲り受けについては、その價額の多寡に拘わらず國會の議決を経ることを要するものとなつております。併しなから天皇初めこれらの皇族が特に災害の場合の罹災民に對する御見舞、或いは各種の御獎勵のために賜與される價額は今後明年三月末までの期間において、百二十萬圓近くになることが見込まれておりました。上述の八十萬圓をその他の一般的な賜與に充當いたしますとすれば、これら御見舞、御獎勵のための賜與は、その度ごとに個々に國會の議決を経るようになるのであります。然るにこれらの賜與は災害に對する御見舞のようにその都度實際の必要に當面して一々國會の議決を経ることが事實上困難である場合も多く、又その賜與せんとする目的も定まつていないので、豫め價額を限り一括國會の御議決を頂きたいと存するのであります。

皇室經濟法施行法案第五條の價額中に、これらの目的の明かな賜與即ち御見舞、御獎勵のための賜與の價額を加え、國會の議決を要しない通計額の限度を高めることを法定することも考えられるのであります。日本國憲法第八條の趣旨にできるだけ附け意味でこれらの賜與については、今後各年度ごとに一括して國會の御議決を煩わすという方法によりたいものと考えた次第であります。

以上が御議決を煩う理由の概要でございます。どうぞよろしく御審議の上

御決定あらんことをお願いいたします。尙この法案の内容は數字に互ひまして、大分細かいことでもありますからして、法案の内容につきましては政府委員よりお答えいたします。

○委員(徳川崇敬君) 今日法務局關係の方が關係方面に行かれておりますので、御出席になつておりません。宮内府關係の方がおいででございますから、御質問がございましたら、どうか御質問願いたいと存じます。尙資料等につきまして御要求がございましたら、委員長までお申出を願いたいと思ひます。

○山田節男君 今頂いた資料、宮内府の方がいらつしやるのだつたら、ちよつと伺いたいたのですが、第二表の……これは舊皇室財産處理に關する調査第二表が數字のおかしいのですが、お分りの方がいせんか。第二表の土地に關する坪と町との通算、これがどういふふうになつておるか、ちよつとこの數字だけでは合わぬのですがね。

○政府委員(塚越虎男君) この表を作りましたのは、坪數と町とに分れておりますが、その坪に當るものを町に直しまして、その合計をいたしたものを合計の欄に掲げたのであります。○山田節男君 いやそうすると合わぬのですがね。總計で二、七四六町一八〇九となつておりますね、これは合いませんよ。

○政府委員(塚越虎男君) そうですか。○山田節男君 ちよつと一つ精算して坪なら、坪とはつきりしておいた方がいいですね。

○委員(徳川崇敬君) 山田君に申上

げますが、數字のことではありませんから、もう一度よく検討してからお答え願うように取計らうようにしたいと思ひます。

○中川幸平君 その次に金額が出ておりますが、この法律で十萬圓とか十五萬圓とかいう金額が載つておりますが、これは皆國民同様に所得税の對象になるものでありましようかということをお尋ねいたします。

○政府委員(塚越虎男君) 今度の施行法案によりまして、皇族が國から受けます歳費は二十萬圓が基準でございます。この二十萬圓というもののつきましては、所得税法の中に除外例を設けておいて、これについては所得税はかからないということになつております。○河井彌八君 皇室經濟法の第三條によつて豫算に計上してある皇室の費用は、内廷費、官廷費及び皇族費と分かれています。二十二年の金額はどういふふうに見積られておりますか、それを御説明願いたいと思ひます。

○政府委員(塚越虎男君) 昭和二十二年度の豫算に計上されております内廷費、官廷費及び皇族費の額でございます。内廷費につきましては、八百萬圓という年額の十二分の十一、つまり十一ヶ月分、七百三十三萬圓ばかりを計上いたしております。官廷費は千五百二十四萬圓を計上いたしております。皇族費につきましては六十八萬八千圓を計上いたしております。

○河井彌八君 この外に宮内府の費用というものはどういふふうになつておりますか、どんな額になつておりますか。

○政府委員(塚越虎男君) 宮内府の費

用につきましては、一般の行政官廳と同様の豫算を計上いたしておるのでございまして、宮内府費といたしましては、千九百六萬圓を計上いたしております。

○大隈信幸君 日本國憲法第八條による議決の中で本年八月から來年三月末までに百二十萬圓を超えない範圍で出すことができる、その百二十萬圓の大體の内容について御説明願います。

○政府委員(塚越虎男君) 百二十萬圓は大體先程、提案の理由の中にも國務大臣からお話のありましたように、災害等の場合の御見舞の費用、それから各種の御獎勵の費用というもので御下賜になる豫定でございます。これは本體從來の實際等によりまして計算をいたしたものでございまして、先ず災害等には、風水害、火災、津浪或いは鐵道事故等の場合におきまして、罹災民に對して御恩召しによつて賜るものでございまして、次に御獎勵金、各種の御獎勵のための御下賜金でございますが、これは非常に多岐に分れておりますが、この中主なものをいたしましては、通例は紀元節の際に賜わりますところの社會事業資金、又は年末に賜わりますところのやはり社會事業團體に對する御下賜金というものが主なものであります。その外に日本赤十字社でありますとか、或いは結核撲滅防協會、日本キリスト教愛護會、福壽會等の各種社會事業團體に對しましての御下賜金があります。その他には、例えば學術御獎勵の恩召しを以て發明協會或いは帝國學士院等に對して御下賜になる。或いは古技保存のために例えば雅樂とか和歌とか或いは蹴鞠、そ

よる昔からの古技を保存するために賜わるような御下賜金もあります。

○大禮儀奉還 とういいますと、當然年々とういふうなこの規定以外に御使用になる金額が出て来ると思うのでありますが、先程國務大臣の御説明もございましたように、その點をこの規定では百二十萬圓と決めておいて、而も年々とういふうに、更に別に議決によつて御使用金を殖やすという意味をもう少し敷衍して御説明頂きたいと思ひます。

○政府委員(塚越虎男君) 先程國務大臣からの御説明もありましたように考へていたしましては、施行法の中に百二十萬圓の他に大體をうける豫定せられております金額を加へまして、その金額を法定して議決を願うというこゝとも考へられるわけでありまして、大體でございませう。ただ憲法の八條の趣旨に副いたという意味におきまして、一應法律の中に決めてあります金額は、最小限度のものとしておきましてそれ以上の金額、又それははつきりとする目的の定つておるものにつきまして又いろいろ事情も變りますこともありますので、原則に基づいて國會の御議決を願うのが適當であるという趣旨からかういふ手續をいたしましたのであります。

○山田節男君 今の御説明に關連してですが、とういふうに前に天皇からさういふ御下賜金を賜はる。從來は、いづゆる御内帑金というものがあつて、それからお出しになり、又財産もあつてその一部を以て向けられるというこゝでもできたのでありますが、かういふうに皇室經濟法というものができて、皇族費、内廷費というものがは

つきり決まつて豫算で生活するとなれば、從來のようにやはり社會事業團體に御下賜金になるというところが、結局國民の税金をただ名を懸けてやるだけであつて、これはイギリスの皇室なんかに見ても、さういふことは見ることはできない。將來やはり宮内府費として、さういふうな國民の税金を取つて、そのあるかなしかの金を陛下の名前を通じて御下賜金の名前に變ずるというこゝとは妙な話だと思ひます。將來やはりさういふうな一定の豫算生活、國民の税金がこれに充てられるというこゝになれば、宮内府においても從來のさういふ御内帑金から賜はるといううなことは、或いは又國民の税金をただそれを途を通じて出したに過ぎないというこゝは、意味がないと思ふ。かういふことは英國の皇室のこゝとよく研究されて、ただ名稱に過ぎないかういふ一種の虚禮はむしろ廢してもよいのじやないか、この點は特に今後の皇室經濟の全般に亘つて從來の陳腐な、封建的なことを一つ一掃して頂いて合理化して貰いたい。これが又憲法並びに皇室經濟法或いは皇室經濟會議のできた一つの目的でもありますから、この點は宮内府におかれて十分一つこの新しい憲法と、これによつてきておる皇室經濟に關する諸法律によく何と言ひますか、マッチするやうに、適應するやうに一つ御試願いたし。かういふ御希望を申上げておきます。

○政府委員(加藤進君) 只今の御希望は宮内府として承りました。時世の變りに應じて、今仰せがありましてさうに改革すべき點はあると存じまして、現に又いふ／＼考へておるのであります。

○政府委員(加藤進君) 只今の御希望は宮内府として承りました。時世の變りに應じて、今仰せがありましてさうに改革すべき點はあると存じまして、現に又いふ／＼考へておるのであります。

ありますが、今お話のうな點を考へまして、實は憲法八條によりまして、只今こゝに出ておる百二十萬圓といふものを議決をお願いした次第であります。お話の點は非常に御尤もであります。が、やはり陛下からお慰めなり、お勵ましなりを賜りました場合、可なりそれが事實に慰められ、又鼓舞されて勇氣を起すという場合もありまして、お話の條に副うべきであります。が、やはり全然これをなくするとうわけにも参りません。いろ／＼な點を考へまして、憲法八條によつて特にこれを議會の議決案件として出すことが適當であると思へる次第であります。

○河井彌八君 皇室經濟法第六條の皇族費の内容と云ひますか、分け方について大體その割合は書いてあります。が、一體どの位の割合を支出するものであるか、それを承りたいと思ひます。

それからも一つは皇族の身分を離れる方に對して一時金を支出する。これも割合が書いてありますが、一體どのくらゐ金額が差上げられるのであるか、それも承りたいと思ひます。具體的の數字を承りたい。

は、數字が違つて参るのでございませう。先程本年度の豫算として、皇族費が六十八萬八千圓であると申上げましたのは、當時において皇族方の臣籍降下の關係が、新憲法の施行前に豫定せられておりましたので、新憲法施行後の國の豫算による皇族費につきましては、御直宮御三方の皇族費を計上するといふ建前からいたしまして、六十八萬八千圓という金額を計上いたしましたのでございませう。皇族の臣籍降下の關係が變りましたために、實は年度の第一回國會に對しまして、この皇族費の追加要求をいたしております。これにつきましては不日國會に御審議を願うことにならうかと思ひるのであります。

が、それによりまして、年金たる皇族費につきましては、七月までの分を定額の十五萬圓といたしまして、それから八月、九月分につきましては、定額を二十萬圓といたしまして、而も九月までの分につきましては、現在の皇族方が全部皇族としておられてお受けになる。さうして臣籍降下の關係が九月に實現せられるものと豫定いたしましたので、十月以降につきましては、御直宮御三方の來年の三月までの經費といふものを計上いたしましたのでございませう。さういふ計算によりまして、さういふと、全體の金額が二百一十一萬一千四百五十五圓ということになりまして、その中すでに本豫算に計上されておりますところの六十八萬八千圓を差し引きましたところの百四十二萬三千四百五十五圓といふものを、今回の國會に追加豫算として御審議を願ひます。具體的の例で申しますと、定額の二十萬圓を基準にいたしました場合におきまして

は、例へば秩父宮様は、秩父宮様と殿下と御二方でありまして、三十萬圓といふことになつております。

次に一時賜金として、つまり皇族が御降下の際に賜はる賜金の額につきましては、皇室經濟法によりまして、定額を十五倍したものの範圍におきまして、皇室經濟會議の議を経て決めるというこゝに相成つておりました。従つてこの金額につきましては、皇室經濟會議の議を経て決まらうと思ひます。さういふと、確定したことは申上げられたのでございませう。一應宮内府として豫定をいたしまして、追加豫算として大藏省の方に現在要求いたしております金額は、總額が四千七百四十七萬五千圓でございませう。これは定額二十萬圓の十五倍といふ金額にいたしまして、現在の一應の考へ方といたしましては、御當主である宮族方につきましては、年金定額の二、二五倍、その他の宮族方につきましては、年金定額の七、五倍といふものを豫定いたしました。結局只今申上げましたやうな數字として、現在大藏省の方に追加豫算の要求をいたしております。

○河井彌八君 皇族の御身分を離れる皇族、つまり以前の言葉で言へば臣籍降下といふことになつてと思ひますが、一體その皇族は、幾宮家と申しますか、幾家、幾家族になるのであります。それを伺いたい。これはさう既に宮内府においてそれ／＼決定しておりますのであります。只今の御説明によりまして決定しておるやうに見えるのであります。その點いかがですか。

○政府委員(加藤進君) 御直宮秩父宮、高松宮、三笠宮、三家を除きまし

